

項目	該当部分	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等のSIMロック解除に関する本ガイドライン改正案は、利用者の利便性の面から考えると、基本的に容認できる。 ・しかし、本報告書でも指摘している通り、現状では「SIMロック解除」はスムーズには進んでおらず、携帯電話等の市場は「SIMロック」を前提とした環境にあると言ってよい。 ・具体的には、①事業者間の通信方式や端末の仕様等についての共通化が十分に進んでいない。②SIMロックを解除した端末の故障・修理などに関する問い合わせ窓口の不明瞭化などが指摘できる。 ・そのため、本改正案でも重視している「5. SIMロック解除にあたり留意すべき事項」などの課題が解消しない中で、SIMロック解除が進められると、SIMフリーによる利便性向上がはかれる一方で、事業者変更による通信利用サービスの低下や故障・修理などにおける利用者の混乱なども懸念されるところである。 ・さらに、SIMロック解除により端末の価格が大幅に上昇するとの指摘もある。 ・SIMロック解除は必要なことではあるが、進めるに当たっては、的確な状況把握に努めると共に、各事業者に対する適切な指導により、利用者の混乱や利用者へのデメリットが生じないように留意すべきである。

<記載要領>

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・「項目」欄は、上記例示にならい、必ず御記入ください。
- ・「該当部分」欄は、御意見の対象となる記述を引用してください。
- ・「意見」欄は御意見の具体的内容を記述してください。